

# 商品概要説明書

福島銀行

(2021年 11月 16日現在適用中)

1. 商品名	通知預金
2. お取扱対象先	個人および法人のお客様
3. 種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証書式 預入の都度、証書を発行する方式</li> <li>・通帳式 通帳を発行しておき、預入の際通帳に記帳する方法</li> </ul>
4. 預入期間	<p>期限の定めはございません</p> <p>ただし、預入日（他店券で受入たときは交換決済日）から7日間の据置期間が必要です。</p>
5. 預入方法	
(1) 預入方法	一括預入れ
(2) 預入金額	1口30,000円以上
(3) 預入単位	1円単位
6. 払戻方法	<p>解約時に一括して払戻します</p> <p>*解約する日の2日前までに払出の通知が必要です。</p>
7. 利息・利率	
(1) 適用金利	<p>毎日の店頭表示の利率を適用します</p> <p>*適用利率は、店頭の金利ボードをご覧ください</p>
(2) 利払方法	解約時に一括して支払います
(3) 付利単位	1,000円（1,000円未満の端数には利息をつけない）
(4) 計算方法	<p>付利単位を1,000円とし、1年を365日とする日割計算</p> <p>利息積数計算期間中に利率変更があった場合は、分ち計算を行います</p>
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客様は、お利息に20.315%（所得税および復興特別所得税：15.315% 住民税：5%）の税金がかかります。（平成49年12月31日まで適用）</li> <li>・法人のお客様は、お利息に15.315%（所得税および復興特別所得税）の税金がかかります。</li> <li>・個人のお客様がマル優ご利用の場合、非課税法人の場合は非課税になります。</li> </ul>
9. 手数料	_____
10. 付加できる特約事項	個人のお預金は、マル優（マル優利用資格者のみ）の取扱いができます
11. 中途解約時の取り扱い	予告のない解約、据置期間中の解約の場合は、解約日における普通預金利率により計算します
12. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。
13. その他参考となる事項	この預金は2021年8月20日より新規お預け入れ（口座開設）の取扱いを中止しています。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>